

全 員 協 議 会 会 議 録

開 催 日 時	令和8年6月22日（月） 16時 00分 ～ 16時 40分
場 所	第3常任委員会室
協 議 事 項	1. 損害賠償に関する追加議案について ～指導部～
出 席 議 員 (欠席議員)	24名（欠席議員：濱元朝晴議員）
当局出席者	教育長、総務部長、指導部長、総務部次長、指導部次長、学務係長
議会事務局 出席者	仲村局長、當山次長、國頭主幹、伊佐係長、宮城主任主事、金城主任主事、宗形主事
	○呉屋等 議長 先週、教育委員会から本案件の説明を受けたが、今までに無かった稀なケースであったため、全員協議会を開催し説明を聴取するに至った。 1. 損害賠償に関する追加議案について 《教育長、指導部長より、損害賠償に関する追加議案について説明を行う。》 ○平安座武志 議員 専決処分は、直近の議会で報告することが義務だが、今回過去5年分の報告である。それ以前も専決処分の報告は行っていなかったのか。 ○指導部長 今回の案件について、議会に報告すべき案件と認識した際、これまでの手続きを確認した。保管している資料が5年分しかないため、今回の過年度分4件の報告である。また、令和4年度及び令和6年度は事故が無かった。 ○山城康弘 議員 文書取扱規程を説明していただきたい。 ○指導部長 教育委員会文書取扱規程があり、全国市長会学校災害賠償保険の文書は5年の保存年限となっている。過去の資料から探すと令和3年度から未報告の事案が見つかった。 ○平安座武志 議員 2つの保険について、1つは学校個別で行っているとのことだが、どこが管理しているのか。学校又は教育委員会か。 ○指導部長 どちらの保険も学校管理下で起こった事故に関し、教育委員会で管理している。1つは子どもが運動中にけがをしたり、熱中症になったりした場合は災害共済給付制度の保険。もう1つは、学校管理下で相手側に損害を与えた場合は、今回の保険を適用する。両方とも学校側と手続きをしながら、教育委員会では保険会社とやり取りをして進めていく。 ○平安座武志 議員 保険の担当は教育委員会なのか。 ○指導部長 はい。 ○平安座武志 議員 学校側で事故があった場合は、教育委員会に連絡があるということだが、今回は教育委員会のミスということではよろしいか。 ○指導部長 はい。 ○平安座武志 議員 令和5年6月に起こった事故だけ示談書がない。保険適用

	の場合、示談書がないのは見たことがない。適正な手続きか。 ○指導部長 保管している文書を確認した際に、令和5年度の分の示談書の書類は無かった。保険会社に確認したところ、口頭で示談となり保険金が下りたと伺った。この案件も、示談書を取って対応すべきであったと反省している。今後は、しっかりと手続きを行っていききたい。 ○平安座武志 議員 口頭での示談は保険会社として、一番やってはいけないのではないか。正規の手続きで進めていただきたい。 ○石川慶 議員 報告が遅れた理由を伺う。今後、議会に正式な文書等を提出するのか。議会軽視と取られかねない。 ○指導部長 今回の事案が発生した理由について、保険が2種類あり、保険対応が終了した時点で完結するものとの誤った認識だった。マニュアルをすでに作成しており、教育委員会全体で共有したいと考えている。本会議での報告の際に、再度謝罪したい。 ○石川慶 議員 遅れて報告したことが問題なのでしっかり対応していただきたい。 ○上地安之 議員 保険会社に依頼する際や示談書を作成する際は、教育長まで決裁が必要だと考える。 ○指導部長 損害賠償の案件については、指導部長の決裁に留めていた。本来であれば市長まで決裁しなければならなかった。 ○上地安之 議員 これは組織上の運用マニュアルに則していない行為が5年間続けられている。マニュアルや議会に報告する基準は存在していたはずである。 ○教育部長 過去の対応についても深くお詫び申し上げたい。専決処分については、どこの部署でも市長決裁であると規則で謳われている。損害賠償の決裁についても、市長決裁であるという周知を行っていききたい。 ○宮城政司 議員 マニュアルは存在していたと思うので、その中の誤りに気付いたことは評価できる。気付いた理由を伺う。また、専決処分について、教育委員会が持っている既存のマニュアルすべてを見直すべきではないか。 ○指導部長 指導部次長が人事異動で来た際に、手続きの流れについて指摘があった。遡って確認したところ、同様の案件が見つかった。顧問弁護士にも確認し、今回のまとめた報告になった。再発防止に向けては、すべての手続きを確認したい。 ○我如古盛英 議員 議会に上程するのは50万円以上という認識が不足していたのか。決算は済んでいるが、この保険適用の金額は予算に組み込まれているのか。 ○指導部長 傷害の保険と手続きの認識が誤っていた。損害賠償の金額については、保険が適用されているのでそこから支払われている。 ○又吉亮 議員 過去の事案を専決処分できる根拠を教えてください。 ○指導部長 過年度の4件について、専決処分して問題ないか顧問弁護士に確
--	---

	認したところ、法律上の制約はないことと、過去の専決処分の先例にならい、御助言をいただいた。 ○上里広幸 議員 金額の決定は議会が行うと考えるが、金額を専決してその報告が遅れたという認識でいいか。 ○指導部長 その通りである。 ○伊佐哲雄 議員 校庭でボールや石が車に当たるのはよく起こると思う。事故防止の対策はしているのか。 ○指導部長 草刈り作業中に柵での防護や車を移動してもらうなどの事故防止の対策の指導を行っていきたい。 ○事務局長 以上で全員協議会を閉会する。 以上
--	---